

**消費者庁
政策調査員（非常勤一般職国家公務員）募集要項**

1. 採用内容

職名：消費者庁政策調査員（非常勤）
採用予定者数：1名
採用予定日：2019年4月1日（予定）

2. 業務内容：消費者政策課における財産被害防止に向けた施策、その他の消費者政策に関する事務

消費者の財産被害の防止に向けた施策に関する資料および情報の収集・整理・管理ならびに関係各機関等との連絡調整等

3. 応募資格

次の条件を満たす方

大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、パソコンを用いた文書作成及び本件業務に関係する4年以上の職務経験を有する者（利害関係を有する職業との兼業は不可。）。

また、以下に掲げる業務経験があることが望ましい。

- ・消費者問題を取り扱う実務経験や資格
- ・表計算ソフトを使用し関数を用いた集計・取りまとめに関する実務経験や資格
- ・プレゼン資料作成ソフトに関する実務経験や資格

なお、以下に該当する者は応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
 - ・禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 提出書類

○小論文「志望動機について」

（400字以上800字以内。氏名および年齢を必ず記入して下さい）

○履歴書1通

<カラー写真貼付。職務経歴書（期間、勤務先、職種、業務内容等を記載したもの）>
（市販のもので構いません）

○「3.」の応募資格を満たすことを証明できるものの写し1通
（卒業証書、認定証等）

※応募書類は返却いたしません。責任をもって廃棄いたします。

5. 書類送付先

〒100-8958

東京都千代田区霞が関 3-1-1

消費者庁消費者政策課総括係

提出締め切り：2019年2月22日（金）（必着）

※応募書類の提出に応じ、締め切り前であっても随時面接を行わせていただきます。

また、採用予定者が定まり次第、募集を打ち切ることがございますので、ご承知おきください。

6. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

書類審査(1次選考)の後、面接(2次選考)を行なうこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。

7. 勤務条件

勤務地：東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1 中央合同庁舎 4号館

勤務時間：1日5時間45分

(10:00～12:00 及び 13:30～17:15 又は、10:00～12:00 及び 13:00～16:45)。

土・日・祝日及び年末年始は休み。

任期：採用日～2020年3月31日まで

給与等：月額9,100～15,400円(予定、経験等による)

(給与法の改正があった場合、改定することがあります。)

*通勤手当支給(上限55,000円/月)、超過勤務手当支給

*健康保険、厚生年金、雇用保険加入

*賞与あり、昇給なし

*年次休暇は6ヶ月経過後に付与

(全勤務日の8割以上出勤した場合)

8. その他

マイナンバーカードの取得

採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することになりますので、採用予定日までに取得していただく必要があります。

[マイナンバーカード総合サイト]

<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/index.html>

9. お問い合わせ先

(業務内容) 消費者庁消費者政策課

電話 (03) 3507-9186

(勤務条件) 消費者庁総務課人事担当

電話 (03) 3507-9152